

奈良県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年七月二十日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
おおつかクリニク	生駒市西松ヶ丘一番四三号 ナビ ール三和ビル二階	平成二十四年五月三十 一日
岩崎歯科耳成診療所	橿原市石原田町一四三一四	平成二十四年五月三十 一日
サン薬局神宮西店	橿原市久米町五六九	平成二十四年四月二十 九日
千葉歯科医院	吉野郡十津川村大字平谷四二〇一 二	平成二十四年六月七日